

鳥取縣公報

第千五十八號

昭和十四年八月二十五日 金曜日

縣令

署名

鳥取縣知事

副見喬雄

第一 章 總則

鳥取縣令第二十號
鳥取縣立機械工訓育所規程左ノ通定ム

昭和十四年八月二十五日

第一條 鳥取縣立機械工訓育所（以下單ニ訓育所ト稱ス）ハ本縣下ノ機械工業ニ從事セントス
ル者ニ對シ短期間ニ専門的且實務的ナル技術修得ヲ爲サシムルト共ニ精神的訓練ヲ爲シ以テ
急速ニ機械工トシテ本縣機械工業ノ中堅タルベキ人物ヲ養成スルヲ以テ目的トス

第二條 訓育所ハ鳥取縣鳥取市ニ置ク

第三條 訓育所ニ左ノ職員ヲ置ク

主事補 所長 技師 手

鳥取縣公報 第千五十八號 昭和十四年八月廿五日

(第三種郵便物認可)

—

00459

入所順序	始業日	終業日
第一回	四月一日	翌年三月三十一日
第二回	十月一日	翌年九月三十日
第三章	學年授業日及授業時數	

第十六條 授業休日左ノ如シ

一祝

二日曜日

大祭日

十二月二十九日ヨリ翌年一月四日迄

第十七條 授業時數ハ毎週五十一時間以内トス

第十八條 所長ニ於テ必要ト認メタルトキハ第十六條ノ授業休日及第十七條ノ授業時數ヲ變更又ハ伸縮スルコトヲ得

第十九條 第四章 入所、休所及終了

入所テ許スベキ者ハ左ノ資格ヲ備フルコトヲ要ス

一 品行方正、志操堅固ニシテ身体強壯ナル者

二 高等小學校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有シ年齢滿十四歳以上滿廿五歲以下ノ者

第二十條 入所志願者ハ第一號書式ノ願書ニ出身學校長ノ卒業證明書又ハ修業證明書ヲ添付シ別ニ告示スル願書締切期日迄ニ之ヲ所長ニ提出スベシ

第二十一條 入所志願者ノ數募集人員ヲ超過シタルトキハ選拔試験ヲ行フ

選拔試験ノ方法ハ所長之ヲ定

第二十二條 入所ヲ許可セラレタルハ一週間以内ニ保證ハ二人ヲ定メ第一號書式ノ誓約書及戸籍抄本ヲ差出スベシ

第二十三條 保證人ハ二人トシ入所者ノ父兄又ハ之ニ代リテ身元引請ノ責ニ任ジ得ベキ者ナルベシ

第二十四條 保證人ヲ變更シタル時ハ其ノ都度遲滯ナク届出ズベシ

第二十五條 在所中病氣其他ノ事由ニ依リ長期間缺席セントスル者ハ休所セシムルコトアルベシ

第二十六條 所定ノ課程ヲ修了シタル者ニハ第三號書式ノ修了證書ヲ授與ス

第五章 退所

第二十七條 退所セントスル者ハ保證人連署ノ上其ノ事情ヲ詳具シ所長ノ承認ヲ受クベシ

第二十八條 左ノ各號ニ該當スル者ハ之ヲ退所セシム

一 操行不良ニシテ改悛ノ見込ナキ者

二 身体虛弱ニシテ成業ノ見込ナキ者

三 成績不良又ハ傷病等ニ罹リ成業ノ見込ナサ者

四 正當ノ事由ナクシテ屢々缺席シタル者

第二十九條 授業料ハ之ヲ徵收セズ

第三十條 生徒ノ修學ニ要スル費用ハ自辨トス

第一

七章

賞罰

第三十一條 成績優秀、操行善良ニシテ他ノ模範トナルベキ者ハ所長之ヲ褒賞ス

第三十二條 不都合ノ行爲ヲナシタル者ハ其ノ情狀ニ依リ之ニ懲戒ヲ加フ

其ノ種類左ノ如シ

00461

第三十三條 本所所属ノ物品ヲ毀損又ハ亡失シタル者アルトキハ其ノ情狀ニヨリ相當ノ辨償ヲナサ

シムルコトアルベシ

第

八 章

附

則

謹

慎

停

所

除

籍

第三十四條 本則施行ニ必要ナル細則ハ所長之ヲ定ム
第三十五條 本規則ハ公布ノ日ヨリ施行ス

第一號書式

番號	本生年月日	原籍	入所願
卒業學校名ハ	大正年月日	縣府郡市村町大字番地	縣府郡市村町大字番地
		小學校	學歷
			番受號付

番號	本生年月日	原籍	入所願
卒業學校名ハ	大正年月日	縣府郡市村町大字番地	縣府郡市村町大字番地
		小學校	學歷
			番受號付

入 志 望	第一志望	
	第二志望	科
現 住 所	縣府 郡市 村町大字 番地	科
受 入 學 許 可 ノ 通 知 所	續 本人 ト ノ ト 柄	親 權 者 柄

昭和年月日

右

親權者
見人者
氏名印
親戚
氏名印

鳥取縣立機械工訓育所長

殿

第二號書式(用紙美濃紙)

證

書

本籍

印紙

現住所

生年月日

族稱職業 戶主又ハ誰子弟
氏名

府

右ハ今般御所へ入所許可相成候ニ就テハ私共其監督ノ責ニ任シ猥
リニ退所轉所致サセ間敷且ツ本人御所在所中ハ勿論卒業シタル後
タリトモ在所中ニ係ル事件ハ一切引受可申候仍テ保證如斯候也

昭和年月日

縣

現住所

市

郡

市

町

村

大字 番地

市

郡

市

町

村

生年月日

正保證人氏名印

族稱職業

府

縣

市

郡

市

町

村

大字

番地

生年月日

本所規定ノ課程ヲ履修シ其ノ業ヲ卒ヘヨリ仍テ之ヲ證ス

昭和

年月日

鳥取縣立機械工訓育所長位勳爵氏名印

第三號書式

卒業證書

氏稱

生年月日

鳥取縣立機械工訓育所長何某殿

族稱副保證人氏名印

生年月日

本籍府縣市郡市町村大字番地

生年月日

親權者(後見人又ハ親族)名印

族稱職業

府

縣

市

郡

市

町

村

大字

番地

生年月日

名印

00464

00463

告 示

◆鳥取縣告示第五百三十六號

日野郡日野村本郷耕地整理組合設計書變更ノ付認可セリ

昭和十四年八月二十五日

鳥取縣知事 副 見 副 雄

◆鳥取縣告示第五百三十七號

鳥取縣令第八號鳥取縣肥料配給統制組合規則第二條ノ昭和十五年第一期ニ於ケル名稱別所要見込數量ノ申告期ハ昭和十四年九月十五日迄トス

昭和十四年八月二十五日

鳥取縣知事 副 見 副 雄

◆鳥取縣告示第五百三十八號

昭和十四年八月十五日鳥取縣令第十九號第一條ニ依ル検査ヲ要スル品目左ノ通指定ス

昭和十四年八月二十五日

鳥取縣知事 副 見 副 雄

◆鳥取縣告示第五百三十九號

鳥取縣知事 副 見 副 雄

00466

穀現在高調査員左ノ通囑託解囑アタリ

昭和十四年八月二十五日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

囑託調査員氏名

解

囑

者

擔當課査區域

職務執行ノ場所

年

囑

託

月

解

囑

沼田敬一

細

田

周

一

米子市住吉區

米

子

市

役

所

昭

和

四

年

八

月

二

十

三

日

正

誤

昭和十四年八月十五日公布鳥取縣令第十九號附則左ノ通正誤訂正ス

正

本令ハ昭和十四年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ昭和十四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

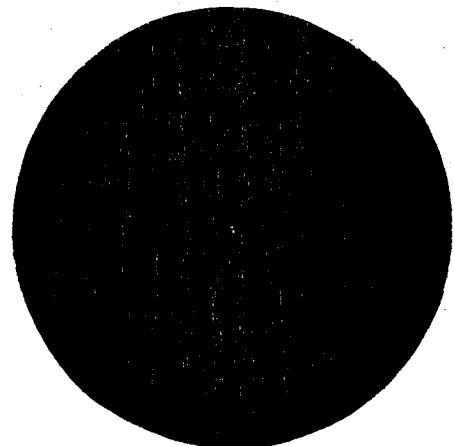
00467

鳥取縣公報 第千五十八號 昭和十四年八月廿五日 (第三種郵便物認可)

一一

00468

事變特報

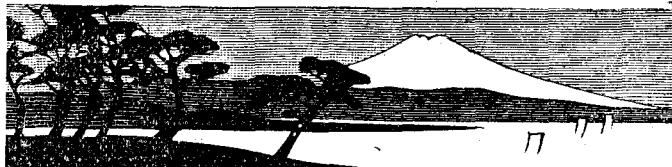


彙

報

第十八號

舉國一致
盡忠報國
堅忍持久



興亞奉公田の設定

内閣告諭發せらる

八月十一日 内閣總理大臣より左掲の如く興亞奉公日設定について告諭が發せられ、同日の官報號外を以て發表せられました。

內閣告諭

支那事變勃發以來茲ニ二年有
餘、稜威ノ下皇軍將兵ノ勇戰健
鬪ト、軍後國民ノ協力戮力トニ
依リ、未曾有ノ戰果ヲ獲得セリ
然レドモ事變ノ推移ニ善處シ、
國際政局ノ情勢ニ對應シ、此ノ時艱ヲ克服シテ
聖戰所期ノ目的ヲ貫徹シ、以テ東亞新秩序ノ建
設ヲ完成センガ爲ニハ、更ニ國民精神ノ昂揚ト

國家能力ノ發揮トニ俟タザルベカラズ。モレ畏
クモ 聖勅ノ既ニ諭シ給ヘル所ナリ。全國民宜
シク 収旨ヲ奉體シテ、奉公ノ誠ヲ效スベキナ
リ。

顧フニ國民精神總動員ハ、事變勃發直後ヨリ
實施セラレ、各自相競ウテ盡忠報告ノ精神ヲ振
起シ、之ヲ日常ノ業務生活ノ間に實踐シ來レリ
唯夫レ今後局面ノ益々重大ナルベキヲ豫想スレ
バ、國民精神總動員モ亦之ニ即應シテ更ニ一層
ノ強化ヲ必須トスペシ。是レ曩ニ其ノ新展開ニ
關スル基本方策ヲ決定シテ、全國民ノ決意ヲ新
ニシ、銳意之ガ實效ヲ擧ゲンコトヲ期シツツア
ル所以ナリ。因テ茲ニ國民精神總動員委員會決
定ノ趣旨ヲ採擇シ。毎月一日ヲ以テ興亞奉公日
ト定メ、之ヲ恒久實踐ノ源泉タラシム。是ノ日
既チ全國民ガ特ニ戰場ノ勞苦ヲ想ヒ、自肅自省
的確ニ之ヲ實際生活ノ上ニ具現シ、一億一心、
興亞ノ大業ヲ翼賛シ、以テ國力ノ増強ヲ圖リ、
強力日本ノ建設ニ邁進スルノ日タリ。全國民必
ズヤ克ク此ノ趣旨ヲ諒トン、小ナル實踐モ之ヲ

次 目

興亞奉公日の設定 (時・局・課) 一五頁
船員保險法の解説 (商工水產課) 二二頁
支那事變從軍記章 (社寺兵事課) 二三頁
受註幹旋品の検査規則に就て (商工水產課) 二五頁
物價調整協力は國民の義務 (同) 二六頁
忠靈顯彰事業 (社寺兵事課) 三〇頁
戰時下、出水期に於ける

輝く忠魂の家に表彰状傳達	(社會課)	三六頁
昭和十三年全國壯丁學力程度	(社會教育課)	三八頁
第八次滿洲農業移民本隊		
募集要項	(社會課)	四四頁
全村金賣却に參加の多里村	(時局課)	四六頁
渡滿學齡兒童の携行品	(學務課)	四七頁
政府への金賣却者(承前)	(時局課)	四八頁

舉選きし正時常非る切り乗

00471

積ンデ大ナル目的ニ致達セシメ、傳統的精神力ヲ集結シテ、國家總力ノ發揮ニ努メ、以テ勅旨ニ奉對スル所アラン。是レ本大臣ノ深ク全國民ニ期待スル所ナリ。

昭和十四年八月十一日

内閣總理大臣 平沼赳一郎

從來内閣告諭は滅多に發せられた事はないのでありますて、事變勃發直後國民精神總動員の實施されるに當つて發せられたのであります。が、今回この興亞奉公日設定を期として、特に内閣告諭を發せられました所以のものは、今后の重大時局に對處して國民精神總動員の力強い展開を要するからであります。

興亞奉公日設定の趣旨

八月八日閣議によつて「興亞奉公日設定にする件」が決定せられたのであります。その趣旨によると、

當日全國民ハ舉ツテ戰場ノ勞苦ヲ偲ビ自肅自

省之ヲ實際生活ノ上ニ具現スルト共ニ興亞ノ大業ヲ翼賛シテ一億一心奉公ノ誠ヲ效シ強力日本建設ニ向ツテ邁進シ以テ恒久實踐ノ源泉タラシムル日トナスマノトス

とあります。

支那事變は尊き御稜威の下に皇軍將兵の勇敢な奮闘と銃後の國民の協戮によりまして、赫々たる戰果を納めつつあるのであります。一面時局は益々推移進展しまして、國際政局の情勢と東亞新秩序建設の大業とは、彌々國民精神を昂揚し國家の總力を發揮し、堅忍持久して邁進しなければならない形勢にあるのであります。

依つて今後毎月一日を以て興亞奉公日を定め國民全部實際生活を緊張して奉公の誠を效し、しかもこれを以て恒久實踐の源泉たらしめやうとするものであります。

戰線の勞苦を偲ベ

今、事變以來ここに三年、吾等鄉黨の士達

00472

炎暑・酷寒・窮乏・瘴癘の中に生命を賭して奮闘しつつあるのであります。其の幾人かは既に傷痍を受けて不具となり、或は戰場の華と散つて英靈と化した幾人かもある實情であります。鄉にある吾々國民は緊張の上にも緊張し、進んで困苦に堪へ缺乏に克ち、たゞひ生活に餘悠があればとて戰線將兵の苦難を偲びて自ら抑へ、嚴肅閑達なる氣分の下に日本精神を如實に顯現して之を實際生活の上に具体化しなければなりません。假にも自制を忘れ緊張を缺いた生活をして居ては戰線にある勇士達に對して相濟まぬ次第であります。

毎月一日

興亞奉公日は毎月一日と定められてゐます。

一日といふ日はわが國では特に朝早く起きて神社にお詣りするとか、家庭でも赤飯をたいて心を新たにするとか、或はその月の計を立てるとか農家や商店でも公休日にするとか種々意義の深い日であります。現に工場等でも一日には國

自發的實踐

國民精神總動員委員會でこの議題が審議せられた當時、最初の案には「國を擧げて一切の歡樂場を休業せしめて酒なし日とすること」と意見があつたさうであります。いよ／＼決定に際しては國民の自覺的實踐となつたのであります。即ち考へ方としては「統制力による享樂の

00473

廢止が無ければ徹底ができない」といふ考へ方と「かういふことはあくまで自發的でなければならぬ」といふ考へ方と二通りあるわけであります、徒らに強制力を用ひて國民の業務または生活を脅かすといふことは固より好ましいことでなく、あくまで自發的であり自肅自省の結果に期待したいといふことになつたのであります。

奉公日の實踐事項

閣議で決定になつた「興亞奉公日設定ニ關スル件」によりますと、實施項目は次のやうに定められてあります。

取り敢へズ國民精神總動員委員會決定ノ「國民生活綱要」ノ趣旨ノ遵守勵行、但シ地方ノ實情ト對策ニ應ジテ項目ニ於ケル多少ノ增減變更ハ差支ナク、且ツ右ノ實施ニ關スル具体的方法ハ地方ニ於テ夫々其ノ實情ニ即シ適宜之

即ち「國民生活綱要の趣旨の遵守勵行」が興亞奉公日に於ける全國民の實施項目なのであります。委員會決定の「國民生活綱要」とは

ヲ定ムルモノトス

1 早起勵行

2 報恩感謝

3 大和協力

4 勤勞奉公

5 時間嚴守

6 節約貯金

の七項目であります。そしてこれは地方の實情或は對象に應じて適當にきめられ、またその具體的な實行細目もそれ／＼實情に即應するやうきめられてよいことになつてゐまして、即ち地方實情即應主義により地方色を出して決定されることになつてゐるのであります。

本縣の實踐要項

三、日

本縣では去る八月二十二日を以て鳥取縣公報

第一〇五七號掲載の告諭を發せられ、左の通り

その實踐要項を定められました。縣民各位はこ

の興亞奉公日設定の趣旨を體してその實踐に努められん事を冀望して止まない處であります。

二、名稱

興亞奉公日

毎月一日

四、實踐項目

大体ニ於テ左記事項ヲ實行スルコトトシ特ニ地方事情ニ即應スル適當ナル項目ヲ定メ

市町村ニ於テ實踐スルコト

(一) 黎明ヲ期シ縣民一齊ニ起床スルコト

(二) 縣民舉ツテ神社、學校其ノ他適當ナル場所ニ集合シ宮城遙拜、默禱、祈願、國旗掲揚萬歳三唱等ノ行事ヲ爲スコト

(三) 護國ノ英靈ニ感謝ヲ捧ケ戰歿勇士ノ墓參、墓地ノ清掃ヲ行フト共ニ前線將士ニ慰問文

又ハ慰問袋ヲ送リ傷痍軍人ヲ見舞ヒ出征軍人遺家族ヲ慰問必要ニ依リ同家庭ノ農事其ノ他家事ノ手傳ヲ爲スコト

(四) 戰場將士ノ勞苦ヲ偲ビ特ニ緊張シ各自ノ業務ニ精勵シ勤勞倍加ニ努ムルコト

(五) 神社、公園、道路河川其ノ他公共施設ノ愛護保全ニ努ムルコト

(六) 會合、集會等ニ於ケル時間ノ勵行ヲ期スル

(七) 節約ヲ旨トシ貯蓄ヲ實行スルコト

(八) 体操其ノ他ノ運動ヲ行ヒ心身鍛錬ニ努ムルコト

(九) 男子學生、生徒及徵兵適齡迄ノ者ハ短髪ヲ

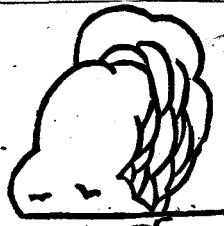
(十) 實行スルコト

(十一) 昭和十四年九月ヨリ實施シ事變中之ヲ繼續

(十二) スルモノトス

捨てれば廢品

活かせば資源



船員保險法の 解說

設置の理由

我が國海運業の振否は國力伸展に至大の關係を有する。我が近年の海外貿易額は毎年五十億圓の巨額に達してゐるが、四面環海の我が國にありては之が輸出入は悉く海運の力に俟たねばならない。それのみならず海運自體の收入が約二億圓の受取勘定にあるのだから、國際貸借から云つても看過出来ないものである。更に商船は戦時に於ては或は假裝巡洋艦となり、或は軍隊軍需の輸送に當る等その任務の範囲は實に廣汎である。

然るにこの重要な事業に從事する船員は、其の勞務及び生活に於て種々特殊な事情にある。

第一に船員の地位は不安定である。即ち船員は般船に乗組むことを要件とするから、屢々航海の終了毎に其の地位を失ひやすいし、又冠婚葬祭等が失職の原因となり易い。第二に勤務が甚だ過激である。航海中は充分の休養がとり難く、殊に天候の關係上晝夜を分たず勤務に服する場合が多い。従つて健康を害する者が多く結核罹病率の如きも常に一般に比して高率になつてゐる第三に勤務が過激な結果退職年齢が低い。中でも機關部員の如きは四十歳乃至四十五歳位になると最早勤務に堪えないと云はれてゐる。第四に退職後に於ては、陸上生活の経験に乏しい關係上就職の機會が少く、老後生活が困難になる者が多いのである。

このやうな状態である爲、船員を保護し海運國策の發展を期する爲本年に至つて職員保險制度と共に本法の制定を見るに至つたものである。

制度の内容

被保險者は「強制被保險者」と「任意繼續被保險者」の二種である。

本保險は船員の特殊事情に基いて特に一般の労務者とは別にこの制度を創設せられたのであるから、その適用範囲は明かに限定されてゐて職員健康保険のやうに任意包括と云ふやうな加入制度は設けられてゐない。

(1) 強制被保險者

船員法第一條に規定する帝國臣民たる船員（船長及海員）であつて、船員保険法施行地に船舶籍港を定める船舶に乗組む者を以て強制被保險者とする。

但し左に掲ぐる者は除外される。

- (一) 船舶所有者に雇傭せられる者（例へば船主自ら船員として乗組んす場合）
- (二) 官吏又は待遇官吏（俸給給料を受けざる者を除く）
- (三) その外勅令を以て指定する者
- (四) との勅令を以て指定する者は、一定

範囲の漁船乗組員等であるが、これ等については今後に於て決定されることとなつてゐる。

又、船員法第一條に規定する船員に限定されてゐる結果、左の如き者には適用されない。

(一) 總噸數二十噸未滿又は積石數二百石未滿の船舶に乘組む者

(二) 端舟その他櫓櫓のみを以て、又は主として櫓を櫓以て運轉する舟

(三) 湖川、港内及船舶安全法施行規則に依り特に定められた沿岸區域を航行する船舶に乘組む者

(四) 船内の通信官署に勤務する者

(五) 母船式漁業に從事する母船に乘組み、専ら漁撈若は漁獲の加工其の他の處理又は之に關する事務に從事する者

(六) 教習船に乘組み教習を受くる者

(2) 任意繼續被保險者

本制度では、養老年金を受け得るは十五年以上被保險者たる事を要することとなつてゐるから、相當期間被保險者たりし者が十五年未満で退職した場合、本人の希望により一定期間保険者資格の繼續を認めて年金受給資格を取得させる爲に設けられた制度で、この被保險者たり得る資格條件は十年以上被保險者たりし者であつて、任意繼續の期間は年金受領資格を得るまでとなつてゐる。

二 保 險 者

本保険の保険者は政府であつて、労働者健康保険や職員健康保険のやうに自治的經營即ち組合を認めてゐない。

それは

- (一) 組合制を認めるに資金の管理上不確となりるを免れないこと
- (二) 船員は常に移動するものであるから、政府のやうに全國各地に現業機關を有する者でないと保険給附の圓滑な實施を爲し得ない
- (三) 等の理由に依るものである。



支 那 事 變 從 軍 記 章

(一) 本保険は主として養老年金等長期の保険であつて資金の造成を必要とするから、保険者が多數存在することは被保險者が移動した場合、繁瑣な問題を生ずること

支那事變從軍記章が制定せられた。聖戰ごとに三年、わが皇軍の陸海空各戰線に於ける世界戰史空前の成績は北・中・南支に輝かしい興亞大

業の礎石を築いて居るこの聖戰に從軍し赫々たる武勳をたてた陸海軍將兵を初め、軍屬その他一般軍務關係者に對する從軍記章の制度は、畏きあたりの御裁可を仰いで七月二十七日勅令第496號「支那事變從軍記章授與規程」の公布によつて制定せられたのである。左にこの名譽ある從軍記章の圖式とその説明を記す。

圖式

章

青銅圓形徑三粳、表面に菊御紋、八咫烏、軍旗、軍艦旗、瑞雲及光の圖を鏤出し、裏面に山、雲、及び波の圖を鏤出し、支那事變の四字を識す

裝版

青銅とし、表面に從軍記章の四字を識す
鉢 青銅とし、表面及裏面に日蔭蔓の圖を鏤出。綏

織地幅三粳六耗とし、中央赤色、其の左右内側より各紅色、香色、納戸色、濃桔梗色とし、緯糸は白色とす。

支那事變は満洲事變と相關聯する。質上その

記章もこれと二部作にして、満洲事變の記章に神武天皇御東征の「靈鷲」を配せられたのに對して今回のは「八咫烏」を用ひられた。共に神の導くまゝに進む皇國の正義を軍を象徴するもの軍旗、軍艦旗は陸海軍の燐然たる戰蹟を讃へると共に、日清日露兩戰役從軍記章の圖案の傳統を復活したものである。

記章の裏面の山・雲・波は陸海空軍の協力並に「海ゆかば水漬く屍山のかば草むすかばね大君の邊にてそ死なめかへりみはせじ」と言ふ國軍草創よりの大精神を表象するものであり、山と雲との文様は古鏡により、波の紋様は上代太刀の鞘の文様より取材されてゐる。

釣金具の「あめのひかけのかづら」は古事記の天の岩戸開きにあらはれてゐる瑞草で、我が國大典に用ひられる由緒深い草である。

綏の色は、中央の赤色は忠誠、紅色は戰鬪、香色は戰場たる大江、大河の横はる山川、納戸色は天空、桔梗色は海の意を現はし、同時に戰場に蘊る陸海軍の動、空からの制空權の掌握、

今次事變の特色たる海軍の支那本土に對する海上よりの完全封鎖を表現してゐる。そして平和の象徴たる白色を緯糸とし以て聖戰支那事變の大本願を顯現してある。

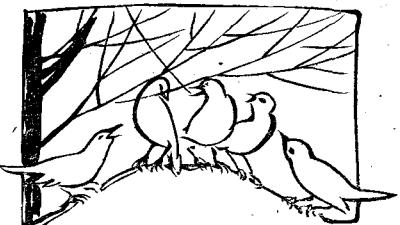
さてこの支那事變從軍記章は事變勃發以來興亞の大業に加はり、前線に後方に聖戰目的貫徹の爲に必死の健闘をして既に興亞の礎石として祀られた護國の英靈は勿論、現に現地に奮闘してゐる軍人軍屬を始め、軍務を幫助し特に功績ある者、又は計可を得て從軍した者に對し詮議の上授與せられることになつてゐる。

非常時^時下に於ける受註斡旋品は、縣營^監施行後にあらざれば之を軍部發註廳に納付や輸出向としては取扱はれ得なかつたのであつてこの検査は從來から行つてゐたが、今後も行ふことに變りはないのである。從來はその検査の手數料は寄附金として受註品に對する價格の百分の二を縣に寄附せしめてゐたのであるが本月十五日縣令第十九號で鳥取縣受註斡旋品検査規則が公布せられたので、爾今この規則によつて受註斡旋品は凡て検査を受くるにあらざれば之を納入し得ざることなりその手數料は製品に對する收入價格の百分の二に相當する額を縣に納付することとなり、来る九月一日から實施せられるのであるが、製品の種類、受註者の状況、その他特別の事由あるものに對しては、検査手數料を減免せられることがある。



受 註 斡 旋 品 の 檢 查 規 則 に 就 て

00481



物價調整協力は

國民の義務

(一) 物の相場はお互がつくる。

物價を調整する爲に政府は物貨委員會と一体となつて今まで色々の方法を考へて、それを順次實行してゐることは皆様よく御承知の通りであります。然し政府や物價委員會が如何に力瘤を入れて大重になつて活躍した處で、國民の一人々々が政府のやり方について協力して行くといふ心構を持つてゐるでなければ、物價調整といふ重大な仕事は決してうまく行くものではありません。これは何故かといへば、毎日時々刻々に物價をらくつて行くものは、ほかでもない國民一人

々々であるからです。また大部分の國民は、種類と程度の差こそあれ毎日時々刻々なにほざかの物資の生産なり配給なりに携つてゐるのですがその爲め物を賣る、物を買ふといふことが毎日繰りかへし實行されてゐるわけです。そして物價といふものはこの賣買によつて取りきめられて行くのです。

實はこんなことを事新しく説明するのはむしろおかしい位のものですが、國民の一部には、物價政策などは政府のやることで、國民の知つたことではないといふ風に、極めて冷淡な態度をとつてゐる者が間々あるのであります。かういふ考へを持つてゐる人々が、往々無意識の中に政府の物價政策と相容れないやうな行爲をやるといふ事實がしばくおこるので、特にこの事を強調したわけです。

(二) 物價騰貴はお互の損

物價騰貴が甚しくなれば、——中にはこれ

00482

一時的に儲ける人もあらうが——、これは結局國全体の經濟組織を破壊するものであり、一時儲けたものもつまりは又損をしてしまつて、要する處國民全部が困り、苦しまなければならぬ目にあふことは、今日既に多くの人々はよく知つてゐることとと思ひます。

世界大戰の時ドイツに現はれたやうな猛烈な惡性インフレーションが、わが國にも起きるかどうかといふ不吉なことは豫想したくもないしまた豫想すべきことでもありますまい。しかし物價を騰り放しに放任して置けば、ドイツほどではないにしても、とかく相當の惡性インフレーションに見舞はれるだらうといふことは、今日識者の殆ど一致した意見です。

ところがこの物價騰貴を押へて惡性インフレーションを防ぐためには、時々刻々賣方として或は買方として、物の値段をつくつて行くといふ仕事としてゐる國民の一人々々が、さういふ心持ちにならなければなりません。かう考へて來ると、政府が實行しました實行しやうとしてゐる

る物價調整の政策に協力するといふ事は、國民の義務といはなければなりません。義務！しかもも重大な義務です。

新東亞建設、東亞永遠の平和の確立、かう云ふ立派な事業もわが國の國民經濟組織が破壊してしまつたのでは、決して遂行できるものではありません。ところで國民の經濟組織の破壊を防止し、その健全なる發達をはかる爲には、物價の調整といふことが何よりも重要かつ急務なのです。物價調整に對する國民の協力は、義務も義務實に聖なる義務なのであります。

(三) 物價調整に協力すること

物價調整に協力することが國民の義務であることは前に述べた通りであります。それではこの義務を遂行するといふこと、つまり實際に物價調整に協力するとはどういふことかと云ひますと、

第一に物價騰貴を惹起するやうな行爲をしない

といふことです。

物價が騰るのは根本的には物の需要と供給との釣合が破れて供給に對する需要が多くなるた
めです。

00483

そこで物價騰貴を惹起するやうな行爲をしないためには、先づ國民が消費を節約することによつて、需要を減らすといふことです。もしも供給が減つただけ消費が減るといふ風に消費節約が徹底的に行はれたならば、およそ物價騰貴などと云ふ現象は起るはずはないのです。

消費節約は實際問題として徹底的に行ふといふことは色々の事情から見て困難なことであります。しかし、この點が物價調整の一一番大切な點であることは、深く肝に銘じて置く必要があります。

次に供給の側から、需要に合ふやうに出来るだけ供給を増すといふことです。しかし只今の戦時状態ではこれが出來がたいことは度々記した通りであります。現在としては配給を圓滑にして一とところに溜つてゐるものを國民全般に真合よく流すといふこと代用品を~~さしあげ~~製造

であつたりしては決してその效果と達成出来るものではありません。この際何よりも緊要なことは、國民の各位が政府と一緒にになつて積極的に物價調整といふ大事業をやつてのけるんだといふ決心を持ち、かつそれを着々實行して行くといふことです。いろいろな制度もさまざまない施設も、政府がやれといふから仕方なしにやるんだといふのでは、本當にいい效果が生れないことは斷るまでもないでせう。

(四) 好景氣と國民

世間にはよくこんなことを平氣でいふ人があります。「商賣人には物が高くなつて呉れさへすれば儲かるんだ。物價が高いのは景氣のいい證據だ。」となるほどこれには確かに一面の理屈はありませう。また普通の場合には物價の高い時は好景氣のときであるし、物價の安いのは不景氣の現はれであります。しかし現實に、國家が戦争してゐる爲に軍需品がたくさんいるや

するといふこと位のものです。

第二には物價調整施設を破壊するやうな行爲をしないといふことです。

物價調整施設はいろいろあります。その中で大きいものは物品販賣價格取締規則といふ商工省令に基いて實施せられてゐる「公定價格制度」や、暴利取締令に依つて實行せられてゐる「正札制度」です。これ等の違反者に無論法規によつて處罰せられますが、最も大切なことはさう云ふ違反者が出来ないといふことです。

以上述べた處で物價騰貴を惹起するやうな行為や物價調整施設を破壊するやうな行爲をしないといふことは、政府の物價調整施設に對する國民の義務であることはおわかりの事と思ひますが、尙これだけでは國民の義務が十分果されただとはいはれません。即ち、第三に、國民の各々が物價調整といふこの困難な事業の效果達成に進んで寄與するといふことです。

如何に政府が眞剣な努力を拂はうとも、國民が政府の方針に對して冷淡であつたり、無誠心

うござり、延いて物の需給關係が窮屈になつて物價が上るといふ現在のやうな事情の下に、これを手放しに樂觀してゐると、いくら國が大きい豫算を組んでもそれで軍需品を賄いきれなくなつて、戰爭の遂行に重大な支障を來すばかりでなく、海外の物價に比べてわが國の物價が獨り割高となり、自然輸出が衰へて來て國際經濟の根本がくづれて來ることになります。かうなつて來ると今いい氣持になつて儲けてゐても、若しも惡性インフレーションが現れるやうなことがあつたら、それこそ元も子もなくなつてしまふといふ、恐るべくかつ悲むべき結果になるのです。

物價騰貴の初期には特定の商品だけ高くなつて、他の品は安いといふやうなこともあります。が、やがて全部の商品が高くなつてしまふもので、製造業者等が製作物が高くなつて大いに儲かるなどと悦に入つてゐる間に、原料や材料が高くなる、運賃も上る。職工の賃金も上げねばならぬといふわけで、結局儲けは以前と變ら

00485

ぬか、或は却つて少くなるといふ破目に陥ります。その上今日儲けた百圓の値打が明日は八十圓になり明後日は六十圓になるといふことになります。目先の利益を追ふのに汲々としてゐると、いつのまにか抜きさしならぬ事になつてしまふのです。

物價の調整に對する協力が、その職場の如何にかかはらず國民全体の義務であることが痛感されます。



忠靈顯彰事業

今回外務・内務・陸軍・海軍・拓務・更生六省の認可を得て、財團法人大日本忠靈顯彰會が組織せられ、去る七月七日、事變二周年の日に當り、畏くも 爪父

・高松兩宮殿下的臺臨を仰ぎ奉りて發會式が舉げられた。

本會の事業は

一、皇軍主要會戰地に於ける忠靈塔建設に對する助成並に之が維持及び祭祀二、内外地に於ける忠靈塔等建設に對する助成及び指導

三、其の他の忠靈顯彰事業

を行はうとするものであつて、昭和十四年度に於て三百五十萬圓の寄附金を募集し、本部、直接事業として戰地に忠靈塔の建築助成をなし、外に道府縣其の他の地方に於ける忠靈顯彰事業に對する助成及び指導、其の他の忠靈顯彰事業を行なるものである。近頃新聞紙上に有一日戰死獻金運動はこれに對する寄附行為であつて、内閣各大臣始め各方面でもこの獻金運動に参加せられて居り、去る七月二十四・五兩日の縣下市町村長會議でも縣からその設立趣旨を印刷配付して一般の寄附參加を希望してゐる次第である。

X

X

X

00486

忠靈顯彰の方法については從來國神社、護國神社、忠魂碑、記念碑、忠靈塔、忠靈館等種々な顯彰施設があつて、靖國神社に於ては畏れ多くも

天皇陛下の行幸を仰ぎ、皇族殿下を初め奉り國民全部の崇敬奉祀を受けられるのである。

讓國神社は今春まで各府縣招魂社として、その府縣の忠靈を奉祀せられてあつたのであるが本年四月これを統一せられて讓國神社と改められたこと既記の通りである。

忠靈碑、記念碑等は各市町村に建設せられて郷土一般崇敬の集るところであり、忠靈塔は旅順、奉天、新京、ハルビン、チチハル等の各所の實戰地に建立せられて千古に輝く忠靈の偉勳を海外に宣揚してゐること皆人の知るところである。

一面忠死者の遺骨は陸軍に於ては盛大なる母隊の慰靈祭の後、分骨は各衛戍地の陸軍墓地に納められ、その他は市町村葬後遺族に渡され、海軍では各所屬の鎮守府で合同葬を行ひ、次い

で市町村葬の後遺族に渡されて、遺族は之を自己祖先の墓所に埋葬するのであるが、現在のやうに各自の寺や山腹や、自宅内や街道に面した所等に各個人毎の墓を建てて置くのでは、永久に市町村民がその忠靈に對する崇敬顯彰の誠を效す上に於て困難且不充分であると考へねばならぬ。須らく市町村毎に合同の墓碑を造り、墓碑前に廣場を設けて祭典を行ひ多數參拜できるやう設備すべきであると思はれる。市町村葬後遺骨を家族に渡したら後は關知しないと云ふやうなことは間違つてゐる。どうしても市町村としての祭祀を永久に行ひ得るやうにすべきであらう。

忠靈に對して國民全部が赤誠を以て奉仕し、滅私奉公した忠靈の心を體して吾々國民も戰死したつもりで一日分の所得を獻金奉仕すれば、この種の事業の完成はさう困難ではないのである。今回創設の財團法人忠靈顯彰會も即ちこの意味によるものである。

00487

戰時下出水期に於ける

水防に就て

今次の支那事變が武力の戰争であり又物資の戰争であることは言を俟たないことについては既に度々本報に記した所である。即ち日本が戰争に勝つと云ふことは即ち日本の物資が最後まで持続し得るか否かにかかるのである。

政府は長期建設に對處する物資の供給方策に凡ゆる努力を拂つてゐるのであって、臨時資金調整法も資金の統制によつて物資の調整を圖らんとするのであり、農林水產物増産計畫も又各種生産力擴充計畫も皆この物資確保にあるのであつて、實にこの物資の確保及開發は現下の喫緊重要事で、これによつて始めて最後目的たる新東亞の建設は樹立せられるのである。

この戰時体制下に於て本縣でも府の方策に

基き、農林水產物の增産に對し官民一致非常な力を入れてゐるのであるが、本年は未曾有の旱魃が續き農村の慘状は所によりては誠に目の當たれぬものもあるのである。この様な年には又出水も憂慮せられるのであつて、その季節も切迫してゐるのである。旱魃で農村は容易ならぬ困苦を嘗めてゐるのに若しこの上風水害にでも遭遇せんか、その慘害は實に計り知るべからざるものがあり、延ては農林水產物增産にも影響を來して折角の計畫も遂に水泡に歸することになるのである。尙被害の狀況によつては堤防道路の決潰橋梁の流失等によつて非常時の重要物資を滅失消耗することとなる、由來本縣は全國でも稀有の水災縣として出水毎に激甚なる被害を蒙つてゐることは縣民の齊しく周知のことである。縣ではこの出水に直面して水防に関する注意を喚起し豫防準備の完璧を期することとなつたがその事項は次の如くである。

一 土木に關する事項

(一) 左記水防材料を適當に準備し置くこと

玉石、繩、針金、空俵、蓮、丸太、竹、鶴嘴、鋤鍊、スコップ、斧、鋸、鎌、提灯

(二) 講ずること

(二) 溶池餘水吐に雜草、竹木等繁茂して通水能力を阻害するもの及堰板又は土俵等を以て餘水吐を堰き上げあるものは速に之を取除き以て出水の場合餘水吐の最大能力を發揮せしむること

(三)

河川にして堤防護岸等破壊の惧ある箇所は豫め調査し適當に措置を講し置くこと

二 耕地に關する事項

(一) 災害復舊工事に關する注意

(イ) 井堰其の他の工事にして工事中水害を蒙る虞あるものは已むを得ざるもの外工事着手を出水期後に延期すること

(ロ) 既に工事中のものは極力其の完成を急ぐこと

(ハ) 常に氣象通報に注意し豪雨出水の虞ある場合は灾害を未然に防止する應急措置を

00488

00489

こと、但し本年旱害應急施設として施行したものは其の施設に付豫め本縣耕地課派出所長の認定を受くること

(五) 用水樋門に不完全の點なきや之を検査し其の不完全なるものは修理を施し出水時完全閉鎖に支障なからしむること

(六) 用水路附帶餘水吐は溜池の場合と同様障害物除去に留意すること

(七) 用水路の堤塘不完全にして出水の際決済の虞れある箇所は速に之を修理すること

三 林野に關する事項

(一) 旱害其の他の爲林地に龜裂を生せる箇所は豪雨に際し崩落の虞あるを以て龜裂箇所に對しては地元民をして粘土を填充せしむるの外適當の措置をなさしめ置くと共に豪雨の際は常に警戒を怠らず被害を最小限度に止むること

(二) 荒廢林地復舊既設工事にして修の要ある

もの若是旱害の影響を受け水路工、空積工谷止等豪雨のため流出の虞あるものに付ては地元保護組合若は利害關係者をして適當の措置を講せしめ萬一の場合に備ふると共に豪雨の際は常に警戒を怠らず被害を最小限度に止むること

(三) 遊水林

地元管理者に於て水抜其の他設備に對し適當の措置を怠らす其の機能を充分發揮せしむること

(四) 木 材

(イ) 伐採せるもの及現に伐採中のものは九月上旬迄に山地の流出の虞なき箇所に集積するか若は貯木場其他安全なる箇所に搬出を了すること

(ロ) 製材所其の他の箇所に搬出又は集積せるものと雖も流出の虞ありと認めらるるものには安全なる位置に積み替せしむること

00490

(ハ) 今後伐採に着手せんとするものにして

(イ) の措置を爲し得る見込なきときは可成中途にして伐採を中止若は九月上旬以後に伐採に着手せしむること

四 農產物其の他に關する事項

(一) 農作物水害豫防對策

1 排水路に注意し滯水せしめざること

2 用排水路の雜草類を除去し水の流れを可良ならしむること

3 稲田雜草の繁茂著しきを以て除草を十分に行ふこと

4 畦畔の雜草刈取り置くこと

5 薩稗類を水田附近に堆積せざること

6 病害虫の防除を行ひ稻を強健に仕立てる

7 代用作物を栽培せるものは排水に特に注意すること

8 甘藷其の他の蔬菜畑に於ては畦直しを兼

(二) 農作物浸水後に於ける對策

1 水面に浮遊せる塵芥、藁稈類の除去に努めること

2 濁水の浸入せし場合は退き水に際し作物に附着せる泥を洗ひ流すこと

3 埋没せる稻は速やかに出來得る限り除去しそが生育に支障なき様すること

4 倒伏せる作物を起こし生育に支障なき様にすること

5 病害虫の發生を認めたる際は直ちに防除を行ふこと

6 甘藷大根白菜類等にありては退水後直ちに清水を以て洗滌すること

7 流入土は軽く耕し土俵を膨軟にして日光空氣の透通を良好にすること

(三) 養蠶水害對策

遺家庭を表彰することになり。その表彰家庭には畏くも朝香總裁宮殿下より表彰状に牌額を添へて授與せられることになつたので、本縣では過る二十四日午前十一時から儀式場に於て、歩

鳥取、奥分隊、愛國婦人會鳥取支部長、國防婦人會鳥取地方本部長等參列の上最も嚴肅裡にこれが傳達式を舉行したがこの名譽の左の十三家遺族は族である

(四)

- (四) 畜産物水害豫防對策

1 浸水の爲摘桑不可能となり不足を生ずる場合は豫め注意して稍室温の低下を圖り給桑回數及量を減すること

2 飼料は水浸の虞なき厩舎の二階等に貯藏すること

3 古藁の保存に努め急激なる飼料の變換をなさざること

1 畜産物浸水後に於ける對策

2 廐舎の浸水したるときは可成く排水を

畜產物水害豫防對策

- (四) 畜産物水害豫防對策

1 浸水の爲摘桑不可能となり不足を生ずる場合は豫め注意して稍室温の低下を圖り給桑回數及量を減すること

2 飼料は水浸の虞なき厩舎の二階等に貯藏すること

3 古藁の保存に努め急激なる飼料の變換をなさざること

1 畜産物浸水後に於ける對策

2 廐舎の浸水したるときは可成く排水を



眞理の忠魂の家

- ×
×
×

輝く忠魂の家に

表彰狀傳達

恩賜財團軍人援護會では、昭和十三年十二月一日現在で日露戰爭以降今次の事變までに、一家から二名以上名譽の戰死者を出した

1
遠い自家桑園の被害狀況を調査し飼育中の蠶兒に對する桑葉の過不足見込を樹て不足する場合は遅れ蠶等の淘汰に依り桑葉との均衡を保持することに努め現金支

2
なし浮土を取り除き新土を耕すなど共に廐舎の乾燥に努むること
糞の浸水或は汚染せることは可成飼料を
せざること



昭和十三年

前號に於ては昨十三年度壯丁の教育程度概況を記したから、本號にはその學力調査の結果による學力の程度について概説して、各位の参考に資することにする。

壯丁學力調査は全國各徵兵検査場に於て
査の前日又は當日實施せられ、壯丁の區分は第
一部甲（中等學校を卒業せざる者の修身公民科）
第二部（同上國語科）第三部（同上數學科）第一部

るものを持つて行つたものである。
尙又外に尋常、高等科及青年學校等に在學中の児童生徒約一萬二千人に對して、壯丁と同一問題で調査して壯丁の學力と比較觀察することとしてある。

全國狀學力程度

原	田	谷	福
田	代	口	田
泰	菊	龜	秀
愛	正	千	義
永	次	藏	昭
弟	二郎	藏	行
兄	子父	子父	弟
支	支日	支日	支滿
那	那露	那露	那洲
事	事戰	事戰	事事
變	變役	變役	變變
鳥	米	東	岩
取	子	伯	美
市	市陰田町	郡八橋町	郡成器村
寺			
町			
原	田	谷	福
田	代	口	田
光			鹿
子			藏
		穢	義

(1) 第一部甲(修身公民)解答率

問題	壯丁	兒童生徒
第一問	七一、五	五五、五
第二問	六九、四	七二、六
第三問	七二、二	七六、四
第四問	八六、八	八二、一
第五問	八七、〇	八四、〇
第六問	七六、〇	五八、四
第七問	八三、八	七〇、五
第八問	六八、九	六二、一
第九問	四五、五	二五、二
第十問	七〇、三	四二、〇
平均	四五、〇	六二、八

第九問

無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ
— 藩書がせる問題

第十回「木炭、石炭

第十問「木炭、石炭

中で戦闘に最も大切
れも青年學校程度の

第二問「君ガ代ハ□」

第二回 一春之假

記入させる尋二程度の間
成績のは、方のものは

成績のよい方のも
第四問、尋四程度

第四問、尋四程度一

三ツノ中一番ヨイト

ナサイ。

ニ 一
後 レ テ 行 ク ト
後 レ テ 行 ク ト

ニ後テ行クト

三 後レテ行クノ

修身公民科の解答に於て最も成績の悪いものは

00495

中一番大切ト思フモノノ右側ニ線ヲ引キナサイ

一昔カラ外國トノ戰爭ニ負ケタコトガナイ
二萬世一系ノ天皇ヲ頂キ皇室ト國民トガ三人口ガ年々フエテ今デハ九千萬以上ニナ
ツテキル

(2) 第二部(國語)解答率

問題	壯丁	兒童生徒
第一問	七二、七	六九、四
第二問	三一、五	二〇、六
第三問	六八、四	六五、八
第四問	三二、五	四三、四
第五問	七五、六	七二、一
第六問	四八、九	二八、五
第七問	四六、〇	三四、八
第八問	一九、一	一九、二

第九問	五九、二	四九、六
平 均	四九、三	四〇、九
第十問	四三、九	一五、四

右表中成績不良な○題は

第八問 高二程度「いろは四十八文字」の中の

に貢獻すべし」

第二問 尋二程度「海外に□□して□□の□□

空いてゐる所に正しい文字を記入させる問題

成績の良好なものは

第一問 尋二程度「ムカシ大江山□シユテンドウジトイワルモノ□キマシタ。山カラ出テモノヲトツタリ人ヲサラツ□□シマシタ」の□の中に片假名を記入させる問題である。壯丁、兒童、生徒ともに書取が極めて不良であることがわかる。

問題	壯丁	兒童生徒
(3) 第三部(數學)解答率		

成績のよかつたのは第一問(13—8)及二問(8+3)で尋一及尋二程度の問題である。

(4)

第一部乙(中等學校卒業以上修身公民)解答率

中等學校卒業以上の壯丁については第二部第三部の國語數學については調査しないで第一部修身公民のみについて行ひ、中等學校を卒業せざる壯丁に問題の第六から十問までを第一問から第五問までとして、その上に中等學校一年乃至五年程度の問題を第六乃至第十問として調査したものである。

第一問	九三、三	九五、一
第二問	八八、八	八八、六
第三問	七一、〇	七七、五
第四問	六五、二	八九、八
第五問	四四、七	五九、一
第六問	七二、三	五八、三
第七問	五一、五	四五、〇
第八問	三九、七	三二、〇
第九問	三三、八	二二、五
第十問	三一、二	一八、一
平均	五九、一	五一、七

右成績不良な問題は

第十問 青年學校程度「或農家ノ米ノ收穫高ハ一昨年ハ八十俵昨年ハ九十二俵デアツタ。昨年ハ一昨年ノ何割何分ヲ增收シタカ」

その成績は中等學校を卒業しない壯丁より二問%乃至三問%の向上を示してゐるが、中等學校五學年程度の第十問「帝國臣民たる男子は何歳から何歳まで兵役に服する義務があるか」の正答が三八%同四年程度の第九問「近視眼・遠視眼を補正する眼鏡は凸レンズか凹レンズか」の正答が約五問%であることは、實務教育上注意を要するものであらう。

(二) 教育程度別解答状況
以上の問題の教育程度別平均正答率は次の通りである。

教 育 程 度	第一 部(修公)	第二 部(國語)	第三 部(數學)
尋常小學校卒業せざる者	三三、一%	一六、九%	三〇、七%
尋常小學校卒業者	五五、八	三四、二	四四、七
青年學校普通科修了者	六五、八	四五、四	五五、一
高等小學校卒業者	七四、〇	五四、二	六二、〇
青年學校本科卒業者	七五、九	五四、四	六四、八
中等學校在學及半途退學者	八五、四	七二、七	五九、一
平均(中等學校卒業せざる者)	七〇、三	四九、七	七七、三
中等學校卒業以上の者	七三、八	一	一

(三) 小學校教育との關係

壯丁中で尋常小學校卒業者と高等小學校卒業者との學力を比較すると、第一部、第二部、第三部

三部とも約一八%の差を以て高等小學校卒業者の方が成績がよい。しかも不就學のものから中等學校半途退學者迄の壯丁の學力の平均を比べ

高等小學校卒業者は各部とも約七%高くなつてゐるのに反して、尋常小學校卒業者は約一五%低くなつてゐる。又青年學校普通科修了者と尋常小學校卒業者などを比較すると、各部共尋常小學校卒業者が約一〇%低くなつてゐる。

之等の事情から推察して尋常小學校卒業後直ちに實務に就く一般大衆青年に對しては、更に教育を繼續せしめることが極めて望ましい事である。

(五) 市部郡部別學力狀況

全壯丁の學力の狀況を、市部と郡部とに分けた比較すると平均して市部の方が郡部より修身公民で三%，國語で五%，數學で二%高くなつてゐる。之等市郡別狀況は年々必ずしも一樣ではないが大体に於て郡部と市部と略相近い成績を示してゐるのである。唯市部に於ては教育程度の高い者も多いが又一面低い者も多く、之に反して郡部に於ては青年學校程度の者が多い關係上前述のやうな結果を生ずるものと思はれる

而して學力の程度は郡部より市部の方が高いとは必しも斷言出來ないと考えられる。

青年學校本科に在學してゐる生徒が殆ど一〇〇%に近い成績であるのに對して、青年學校本科を卒業した壯丁は之より五%低下してゐる。これは壯丁としては極めて優秀な成績であるが



第八次滿洲農業

移民本隊募集要項

日滿一德一心の眞精神に基き第八次滿洲農業移民本隊を募集してゐるが其の要綱は次の如くである。

一 應募資格

(一) 年齢

徵兵検査終了後より凡そ四十五歳迄とする

(二) 職業

現在自ら農耕に從事する者又は農耕に充分の経験ある者たること但し農村居住者にして移住地の建設に經營に必要な特技を有する者は此の限に在らず

(三) 健康状態

身體強壯にして殊に呼吸器病、神經系疾患並に脚氣等の疾患なき者に限る

(四) 其の他
家族は約一箇年後に於て招致し得るものとす

(四) 其の他
移住後郷里に送金の必要なく永住の決心ある者に限る

(一) 人員約百名

(二) 機關鳥取縣

(三) 締切期日 十月末日限とす

(早期本隊締切期日は八月末日限とす)
四 銓衡、訓練並採用

(一) 銓衡並假採用

縣に於ては十月末日迄に管内の應募者を適當の場所に集め人物考査並に身體検査を行ひたる上移民候補者として適當なりと認められる者に就き假採用者を決定す

00500

(一) 訓練

(イ) 訓練の場所は縣立修鍊農場とす

(ロ) 期間 約一箇月間

訓練費用は拓務省に於て負擔す

(三) 採用

縣に於ては訓練終了後直に訓練責任者より假採用者の訓練中の成績に對する意見を徵し正式採用者を決定す

五 移民に對する拓務省の補助金並保護施設

(一) 補助金
補助金は戸別補助、公共施設補助合計約一、〇〇〇圓を支出するも右は家族渡航費を除き一括して移民團に交付すものとす

内譯左の通り

(イ) 戸別補助

	渡航費(本人)	八〇〇圓
個人施設補助	六〇〇圓	
共同產業施設補助	三〇圓	
合計	八九〇圓	
 (ロ) 公共施設補助(三百戸、一組合の場合)		
組合事務所建物費	三、〇〇〇圓	
診療所其の他建物費	五、〇〇〇圓	
医療費	六、四〇〇圓	
醫師及獸醫赴任旅費	(三箇年分合計) 七〇〇圓	
雜費	九〇〇圓	
合計	三四、七〇〇圓	(二箇年分合計) 九〇〇圓
 (イ) 農事指導施設		

補助金は戸別補助、公共施設補助合計約一、〇〇〇圓を支出するも右は家族渡航費を除き一括して移民團に交付すものとす

内譯左の通り

(イ) 戸別補助

	計	三四、七〇〇圓
		(二箇年分合計) 九〇〇圓

00501

現地に拓務省嘱託たる農事指導員を置き移住者が一通り経験を得る迄當分の間農事を指導せしむ

(ロ) 警備指導施設

當分の間拓務省嘱託たる警備指導員を置き警備に關する指揮に當らしむ

(ハ) 醫療施設其の他

現地に拓務省嘱託たる醫師及獸醫を置き醫療衛生畜産指導等に遺憾なからしむ

(三) 其の他

拓務省補助金の外土地分譲其の他營農に必要な資金の融通は滿洲拓植公社をして之を爲さしめ長期年賦償還の方法に依り移住者の負擔たらしむるものとす
但し土地分譲に付ては移住地の狀況に依り多少異なるべきも概ね一戸に付耕

銚後縣民に於ける金の買却は、七月一日現在の保有申告後自發的に賣却するもの遂次増加の傾向を示しつつあるのである。仲でも日野郡多里村の如きは。全村舉つて本月二十一日を期し金を一齊に一品残らず買却することに決定し、この日には米子市から貴金属商組合長や、米子銀行矢戸支店から店員が特に出張して之を買取つたのである。この舉は縣下でも本村を以て嚆矢とするのであるが、八頭郡河原町に於ても九月上旬に全町民が一致賣却することになつてゐる。ここ様な例は順次他町村にも及び縣民の時



全 村 金 賣 却 に 參 加 の 多 里 村

地約十町歩其の外山林放牧地若干町歩を附するを標準とする

00502



渡 滿 學 齡 兒 童 の 携 行 品

滿洲國開拓民として滿洲國に居る父兄其他から招致せられて、學齡兒童が渡満する時には是非左記の物品は持つて行かないといふ開拓地の小學校に入學しやうとする時これ等のものの入手は甚だ困難である旨、拓務省から縣に通知があつてゐます。必ず携行を忘れぬやう注意して下さい。

一 票 清 し
國 強 し

尤に對する理解と認識は益々深くなつて洵に喜ばしき現象である。

二

現在内地で使用中のもの一切
學校通知簿

三

在學證明書、成績表共
身體検査書

内地小學校で調製したもの

政府への金賣却者

(昭和十四年六月分)

品 名	指時指時指時指時指時指時指時指時指時指時指時指時指時指時指時指時													
	計	石計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	
數量	賣却者住所													賣却者氏名
壹四貳箇	壹連	壹壹	八頭郡若櫻町											
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
盛尾	盛田	盛島	盛本	盛中	盛山	盛山	同	同	同	同	同	同	同	三島正吉
辰治	市弘	市秀	市重	市德	木本	木森	同	同	同	同	同	同	同	同
藏文	藏人	藏人	藏郎	藏人	藏人	藏人	同	同	同	同	同	同	同	同
二分	指計	指計	指計	指計	指計	指計	指計	指計	指計	指計	指計	指計	指計	指計
壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	八頭郡若櫻町
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
岡石	岡菊	同本	同力	同文	同荷	同荷	同澄	同か	同人	同人	同人	同人	同人	同人
太郎	太峰	太治	太治	太治	太藏	太藏	太藏	太藏	太人	太人	太人	太人	太人	太人
印刷所	鳥取縣鳥取市東町	鳥取縣鳥取市東町	鳥取縣鳥取市東町	鳥取縣鳥取市東町	鳥取縣鳥取市東町	鳥取縣鳥取市東町	鳥取縣鳥取市東町	鳥取縣鳥取市東町	鳥取縣鳥取市東町	鳥取縣鳥取市東町	鳥取縣鳥取市東町	鳥取縣鳥取市東町	鳥取縣鳥取市東町	鳥取縣鳥取市東町

發行者 鳥取縣鳥取市東町

印刷所 鳥取縣鳥取市東町

縣

昭和十四年八月廿五日印行